公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２７号
大阪府泉佐野市中庄1025番地、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番１―1108号
債務者　関本　秀子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉倉　邦樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目10番10―14号
債務者　片岡　良之
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
大阪府岸和田市加守町３丁目13番３号
債務者　大川　和彦
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６５号
奈良県天理市兵庫町445番地３　エステートピア長柄102号室
債務者　野崎　　亨
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　直治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２２４５号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目325番地６　オレンジカウンティ201号
債務者　川口　和彦
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９１号
横浜市南区井土ケ谷中町131番地の２
債務者　野崎　生美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２号
熊本県菊池郡大津町大字室2042番地５　室東仮設団地　３－２号、前住所熊本県菊池郡大津町大字杉水836番地18
債務者　村田　勝喜
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　則子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３号
秋田県湯沢市松岡字新城198番地
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１４６号
横浜市都筑区茅ケ崎中央42番13―702号
債務者　馬場　勝也
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３３８号
札幌市西区琴似１条７丁目２番２―805号
債務者　東谷　孝行
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　佳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１号
相模原市緑区大山町８番13号　井上産業ビル202号室
債務者　高橋　邦忠
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１３９号
神奈川県大和市桜森３丁目８番10―203号
債務者　安達　昌弘
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目９番地４　チャーリーブラウン203号
債務者　石川　教一
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
相模原市南区大野台５丁目16番19号　シティハイムアムール101
債務者　阿部まり子
成年後見人　鈴木眞理子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７４８号
愛知県東海市名和町西中嶺17番地の51
債務者　古川講太郎
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部